平成２９年（フ）第２２０９号
札幌市北区屯田７条２丁目13番１号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２３９号
札幌市北区百合が原９丁目７番２号　たんぽぽハイツＢ一101号
債務者　酒井　洋平
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６６号
札幌市南区澄川２条２丁目１番41号　アーバンポエム澄川107号
債務者　酒井　　済
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７８号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目11番12号　ハウス山善Ｃ一３号
債務者　佐藤あゆみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８５号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番４一104号
債務者　大島　朱美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９２号
札幌市西区宮の沢３条３丁目９番10号　カントリーヴィレ101号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９８号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番23一506号
債務者　小林　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１０号
札幌市白石区栄通14丁目２番50一407号
債務者　丸山奈都美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１１号
札幌市南区南沢３条４丁目11番８号
債務者　片倉　和明
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１２号
札幌市南区南沢３条４丁目11番８号
債務者　片倉いくみ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１６号
札幌市北区新琴似１条２丁目５番12号　２Ｆ
債務者　森　　直哉
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１７号
札幌市北区新琴似１条２丁目５番12号　２Ｆ
債務者　森　江利佳
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２２号
北海道千歳市里美１丁目１番地の９　スカイコーポ向陽台401号
債務者　氏家一十三（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２７号
札幌市白石区南郷通９丁目南１番９号　パークマンションａ　202号
債務者　橘田　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２８号
札幌市東区北31条東２丁目１番１一203号
債務者　小菅　香織
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３１号
札幌市白石区菊水９条２丁目３番７一102号
債務者　松谷　建吾
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３３号
札幌市白石区本通４丁目北５番30号　松下ハイツ102号
債務者　田澤　達夫
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部